

別記様式第8号

適格性に関する誓約書

令和8年 3月26日

農林水産大臣 殿

東京都千代田区神田駿河台2-1-20 お茶の水安田ビル5階  
飲用牛乳のコスト指標作成推進会議  
代表 渡辺 裕一郎

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第43条各号に定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）でない者
- 2 その法人又はその業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下同じ。）が法及び食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行令（平成3年政令第256号）第2条で定める法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- 3 法第49条第1項の規定により認定指標作成等団体の認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人
- 4 当該取消しの日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から2年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人